

## 就業制限解除通知書の発行について

枚方市では新型コロナウイルスに罹患し、療養を証明するための証明書として就業制限解除通知書のみを発行しています。「就業制限解除通知書」が必要な方は、以下の注意事項をご確認いただき、「就業制限解除確認書」（本用紙下部）を枚方市保健所あてに郵送してください。

※保険会社等の保険金請求の手続きを行う際にも、「就業制限解除通知書」が必要になる場合があります。（保険金の請求対象や方法等は保険会社にお問い合わせください。）

※就業制限とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第18条第1項、第2項の規定により、就業することで新型コロナウイルス感染症を公衆にまん延させるおそれがあるため、そのおそれなくなるまでの期間、就業を制限するものです。

### <注意事項>

1. 対象者 枚方市内の医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症陽性と判明した方
2. 請求方法 療養期間終了後に「就業制限解除確認書」（本用紙下部）に住所・氏名を記入し、郵送してください。  
【郵送先】〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2-2  
枚方市保健所 保健予防課 感染症事務担当

### 3. 「就業制限解除通知書」に記載している内容

①病名（新型コロナウイルス）

②就業制限期間

開始日：医師からの届出を保健所が受付した日

※診断日、発症日（症状が出た日）や検査日が開始日ではありません。

終了日：保健所が療養解除した日

※入院している場合は、入院先の医師の判断によります。

③療養期間（就業制限中のみです。健康観察期間等は含みません。）

---

## 就業制限解除確認書

（新型コロナウイルス感染症）

枚方市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第3項の規定により、就業制限の対象者ではなくなったことの確認を請求します。

〒

住 所

患者氏名

※患者が未成年の場合、下記に記入してください

保護者氏名